

防災かわら版 ~補助制度について~

問合せ先 防災安全課防災係 (窓口⑩) ☎4145

市では、令和3年度も引き続き、家庭での防災対策を促進するため、各種補助制度を用意しています。補助制度を活用し、家庭内防災対策を実施しましょう。今回は、地震発生時の各家庭からの通電火災による被害を防止する感震ブレーカー設置費補助制度と家庭内家具等転倒防止促進事業費補助制度をご紹介します。

感震ブレーカー設置費補助制度

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が特定されたものの約6割が電気器具や電気配線などの電気関係によるものとされています。感震ブレーカーは、一定規模以上の揺れを感知すると、自動的に電気の供給を遮断し、電気による出火を防ぐ装置です。各家庭に設置することで電気による出火が防止され、他の住宅等への延焼を防ぐことで火災による被害を大きく軽減することができます。

対象者

- ①市内に住宅又は併用住宅を所有又は居住している個人
 - ②市内に自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人
- ※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているものです。

補助対象経費

感震ブレーカーの購入費及び設置工事に要する経費

補助金額

補助対象経費の3分の2以内の額 (上限5万円)

※ただし、千円未満の額は切捨て

家庭内家具等転倒防止促進事業費補助制度

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により多数の方が亡くなられ、怪我をした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。過去の教訓を踏まえ、自分の命だけでなく、大切な家族の命を守るために、家庭で出来る地震対策を実施するようにしましょう。特に、就寝中は無防備になります。地震の揺れで、倒れてくる家具で怪我や避難経路をふさいでしまうのを防ぐことができます。

対象者 (①と②のいずれにも該当する方)

- ①市内に住所を有する者
 - ②転倒防止器具を設置する住宅又は併用住宅の所有者又は居住者
- ※併用住宅とは、事務所や店舗と住宅を兼ねているものです。

補助対象経費

- ①自ら家具等の転倒防止器具を取り付ける場合の購入費
- ②家具等の転倒防止器具の取付けを事業者に依頼する場合は購入費及び設置工事費に要する経費

補助金額

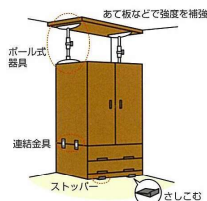
補助対象経費①の場合 補助対象経費の2分の1以内の額 (上限1万円)

補助対象経費②の場合 補助対象経費の2分の1以内の額 (上限2万円)

※ただし、転倒防止器具に係る費用として1万円、取付けに係る費用として1万円の合算額とする (なお、千円未満の額は切捨て)。



- ①申請** 必要な書類を準備し、防災安全課の窓口まで提出します。(ア)申請書 (イ)設置場所の写真又は図面 (ウ)補助対象経費の見積書の写し
 - ②審査** 申請内容を審査し、適否を決定した後、市から交付決定通知書が届きます。
 - ③設置** 市から交付決定通知書が来たことを確認して、感震ブレーカーの設置を行います。
 - ④報告** 設置が終了したら、(ア)完了実績報告書 (イ)設置後の写真 (ウ)領収書の写し (エ)補助金交付請求書を防災安全課の窓口まで提出します。
 - ⑤振込** 提出書類について内容を審査し、補助額を確定させた後、後日指定の口座へ補助金を振り込みます。
- (※事前の申請が必要です)



- ①申請** 必要な書類を準備し、防災安全課まで提出します。(ア)申請書 (イ)設置場所の写真又は図面 (ウ)補助対象経費の領収書の写し ※領収書の発行日から起算して3ヶ月以内に申請してください。
 - ②審査** 申請内容を審査し、適否を決定した後、市から交付決定通知書が届きます。
 - ③振込** 後日、指定の口座へ補助金を振り込みます。
- (※購入後の申請で構いません)

下田市事業者応援金申請受付について

問合せ先 産業振興課地域経済促進係 ☎3914

市は、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による時短・休業要請又は外出自粛等の影響を受けた事業者を支援するために応援金の給付を行います。

1 対象事業者

- (1) 市内に事業所等を有し、令和3年9月27日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 事業収入(売上)があり、法人税、所得税の確定申告を行っていること。
- (3) 令和元年又は令和2年7月若しくは8月のいずれか一月の事業収入が10万円以上であること。
(新規開業の事業者は市HPを御確認ください。)
- (4) 令和3年7月又は8月のいずれか一月の事業収入が、令和元年又は令和2年の該当月と比べて減少していること。
宗教上の組織又は団体等及び政治団体、下田市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合は対象外です。

2 応援金の支給額

区分	対象事業者	応援金の額
①	飲食店と直接・間接的に取引のある事業者	10万円 / 1事業者
②	外出自粛等の影響を受けた事業者	10万円 / 1事業者
③	①②いずれにも該当しないが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者	5万円 / 1事業者

3 応援金の申請受付期間

令和3年10月29日(金)まで(申請受付期間の消印有効)

4 受付方法

- (1) 申請書類の提出
提出方法は、感染拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。
(宛先) 〒415-8501 下田市東本郷1-5-18
下田市産業振興課 地域経済促進係 宛て
※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- (2) 応援金に関する問合せ先
産業振興課地域経済促進係 ☎3914
※詳細は市ホームページにてご確認ください。

山林で作業やハイキングをされる方へ

今年度の県内における狩猟期間は次のとおりです。

- イノシシ及びニホンジカ
11月1日(月)～3月15日(火)
- その他の狩猟鳥獣
11月15日(月)～2月15日(火)

上記期間中、「わな」「猟銃」「網」を使用した狩猟が行われますので、次のようなことにご留意ください。

- ☆ 目立つ色の服装を心がける。(白色は避けること)
- ☆ ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯する。


問合せ先
静岡県くらし・環境部 環境局 自然保護課 ☎054-221-2719
産業振興課農林係 ☎3914

中小企業等応援金

飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響により、売上が減少した県内中小企業などを対象に、国の「月次支援金」に県独自の要件緩和や酒類販売事業者への上乘せを行う「中小企業等応援金」を給付します。

申請受付
9月中旬以降(専用サイトまたは郵送)

問合せ先
応援金コールセンター ☎0120-880-380
9時～17時(土日・祝日含む全日)



県ホームページ